

医療的ケア児支援体制整備事業について

資料 1

1. 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の概要 (令和3年法律第81号、令和3年9月18日施行)

《立法の目的》

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

《基本理念》

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 等

《法で定められた支援措置》

医療的ケア児支援センターの設置

※ 都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行うことができる

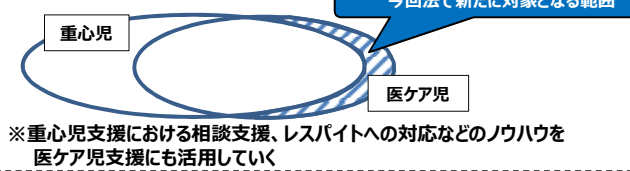
- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

【大阪府の取組み】平成24年度以降実施している「重症心身障がい児者支援」の拡充

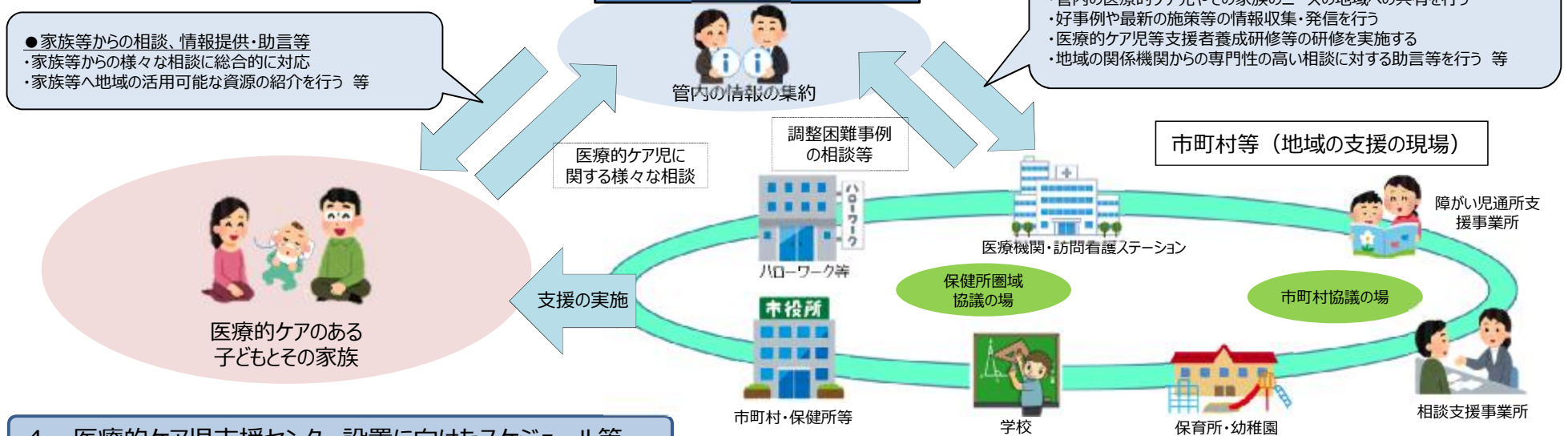
2. これまでの府の取組み（重症心身障がい児支援）

- ・平成24年度 重心児支援についての庁内検討開始
- ・平成25年度 重心児のいる家庭へのアンケート調査 →相談支援、レスパイト（短期入所）のニーズ把握
- ・平成26年度～ 二次医療圏ごとにネットワーク形成 →地域での相談体制の整備
短期入所促進事業開始（医療機関への助成） →短期入所受入体制の整備
- ・平成29年度～ 関係機関で構成される支援会議の開催 →現在は大阪府障がい者自立支援協議会の部会として開催

【今後の支援イメージ】



3. 医療的ケア児支援センターイメージ図



4. 医療的ケア児支援センター設置に向けたスケジュール等

令和4年度

《医療的ケア児支援センター設置に関する検討》

- ・医療的ケア児実態把握調査及び事業所実態把握調査
- ・医療的ケア児支援センター設置検討ワーキンググループ

※これまでの取組みの検証と、重症心身障がいではない医療的ケア児を含む対象者とその家族のニーズや課題の把握、必要な支援策について検討

令和5年度

《医療的ケア児支援センターの設置(予定)》

- ・各圏域内のネットワーク体制強化